# 第１回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議次第

日時　令和２年２月 18 日（火）
９時 00 分から
場所　県庁３階　第一応接室

１　開会

２　議題

（１）岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について
（２）新型コロナウイルス感染症の動向
（３）これまでの対応状況及び今後の対応方針

３　その他

４　閉会

【配布資料】
（資料１）岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱
（資料２）新型コロナウイルス感染症の動向
（資料３）これまでの対応状況及び今後の対応方針
（参考１）新型コロナウイルス感染症の医学的性質（第１回政府専門家会議資料抜粋）
（参考２）新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年２月 17 日版）

〔資料１〕

# 岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の国内での発生に際し、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済への影響を最小限に抑えるため、岩手県感染症予防計画第４章の３に基づき、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

（組織等）

第２条　本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

（1）　部

（2）　地方支部及び班

（3）　現地対策本部

（4）　本部支援室

２　本部の事務所は、原則として岩手県庁内に置く。

（対策本部長、対策副本部長及び対策本部員）

第３条　対策本部長（以下「本部長」という。）は、知事をもって充てる。

２　対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事、及び総務部長及び保健福祉部長をもって充てる。

３　対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第１順位　岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第５条第６号に掲げる保健福祉部の事務を監督する副知事

第２順位　第１順位に掲げる者以外の副知事

第３順位　保健福祉部長

第４順位　総務部長

４　対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）　岩手県知事部局行政組織規則第２章に規定する部局等及び出納局の長（総務部長及び保健福祉部長を除く。）、総務部副部長、総合防災室長、東京事務所長、保健福祉部副部長

（2）　医療局長

（3）　企業局長

（4）　教育長

（5）　警察本部長

５　知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、県の職員のうちから本部員を指名することがある。

６　本部のその他の職員には、県の職員をもって充てる。

（本部員会議）

第４条　本部長は、新型コロナウイルス感染症対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する新型コロナウイルス感染症対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

２　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

３　本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

（部）

第５条　本部に、別表第１に掲げる部を置き、主な担当業務を各部の欄のとおりとする。

第６条　本部に、本部連絡員を置き、各部長が当該部内の職員のうちから指名する。

２　本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部間及び部内の連絡調整並びに情報収集の事務を担当する。

３　本部支援室長は、必要に応じて本部連絡員その他の職員を招集し、連絡調整会議を開催する。

（部の運営）

第７条　この規程に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

（地方支部）

第８条　地方における災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、地方支部を置く。

第９条　地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）管内の新型コロナウイルス感染症対策の総括に関すること。

（２）管内の新型コロナウイルス感染症に対応した体制整備に関すること。

（３）管内の新型コロナウイルス感染症に関する発生状況等の情報収集に関すること。

（４）管内の関係機関への情報伝達及び関係機関の対応状況の把握に関すること。

（５）その他対策本部との連絡及び対策本部から指示された事項の処理に関すること。

第 10 条　地方支部は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

２　支部長は、広域振興局長、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の副局長並びに花巻保健福祉環境センター及び一関保健福祉環境センターを分掌する保健福祉環境技監をもって充てる。

３　副支部長は、広域振興局の保健福祉環境技監及び保健福祉環境部長、保健福祉環境センター所長並びに地方支部長が指名する者とする。

４　支部委員は、広域振興局の副局長（地方支部長である者を除く）、局内の各部（所）長（地方副支部長である者を除く。）並びに地方支部長が指名する者とする。

５　支部長は、地方支部を設置したときは、その旨を直ちに本部長に報告する。

６　支部長は、地方支部の存続の必要がないと認めるときは、当該地方支部を廃止する。この場合においては、その旨を直ちに本部長に報告する。

（支部委員会議）

第 11 条　支部長は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要と認めるときは、支部委員会議を招集する。

２　支部委員会議は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成する。

３　支部長は、審議事項の内容に応じ、副支部長のほか一部の支部委員の出席により会議を開催し、並びに副支部長及び支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

（班）

第 12 条　地方支部に、別表２に掲げる班を置く。

２　班に、班長を置き、別表２の左欄に掲げる班の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合においては、同表右欄に掲げる構成機関又は組織の長が協議して適当と認める者に班長を行わせることができる。

（支部連絡員）

第 13 条　地方支部に、支部連絡員を置き、各班長が当該班内の職員のうちから指名する。

２　支部連絡員は、支部長の命令の伝達、各班間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

（地方支部の運営）

第 14 条　この規程に定めるもののほか、地方支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、支部長が定める。

（現地対策本部）

第 15 条　本部長は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため特に必要があると認めるときは、現地対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

２　現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　新型コロナウイルス感染症情報の収集、報告及び周知に関すること。

（２）　所管区域内の地方支部、現地作業班等を指揮監督し、新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。

（３）　所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。

（４）　その他本部長が特に命ずること。

（本部支援室）

第 16 条　本部における各部の総合調整、関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。

２　本部支援室に本部支援室長、副室長、班長及び班員を置く。

３　本部支援室長は、保健福祉部長をもって充てる。

４　副室長は、保健福祉部副部長及び医療政策室長をもって充てる。

５　保健福祉部長は、班長及び班員を、保健福祉部にあってはあらかじめ保健福祉部の職員のうちから、保健福祉部以外の部にあっては別表第１の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。

（指定地方行政機関等との連絡調整等）

第 17 条　本部長は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、又は市町村の実施する新型コロナウイルス感染症対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他の施設の管理者（以下「指定地方行政機関等」という。）が処理すべき事務又は業務に関して、指定地方行政機関等との連絡調整、又は指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請を行う。

（廃止基準）

第 18 条　対策本部は、新型コロナウイルス感染症に関し、本部長が、新型コロナウイルス感染症対策の必要がなくなったと認めるとき廃止する。

（補則）

第 19 条　この規程に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和２年２月 17 日から施行する。

別表第１（第５条関係）

**対策本部各部の部長及び主な担当業務**

**１　共通的事項**

(1)　危機管理連絡体制(庁内・部局内等連絡体制含む)
(2)　各行政分野(各関係機関や業界等)への情報周知体制
・　庁内・各種会議やイベント等において新型コロナウイルス感染症対策についての周知（集会・イベント等の自粛要請等、実施が必要な対策）
(3)　その他必要な事項
・　大流行時の各行政分野の社会機能の確保対策及び部局内業務体制

**２　部局別事項**

| 部 | 部長に充てる職 | 主な担当業務 |
|---|---|---|
| 秘書広報部 | 秘書広報室長 | ・　県民への広報に関すること。<br>・　報道機関との連絡に関すること。<br>・　その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 総務部 | 総務部副部長 | ・　危機管理全般に係る総括に関すること。<br>・　自衛隊派遣要請に関すること。<br>・　予算調製に関すること。<br>・　知事部局職員への特定接種の実施に関すること。<br>・　（東京事務所）関係官庁等との連絡及び情報収集に関すること。<br>・　その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 政策地域部 | 政策地域部長 | ・　私立学校等の状況把握及び指導･啓発に関すること。<br>・　海外渡航者等への啓発に関すること。<br>・　県内在留外国人への情報提供等に関すること。<br>・　公共交通機関における対策に関すること。<br>・　その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 文化スポーツ部 | 文化スポーツ部長 | ・　公共文化施設の利用者への情報提供に関すること。<br>・　その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 環境生活部 | 環境生活部長 | ・　食の安全安心に関すること。<br>・　生活衛生に関すること。<br>・　土壌・水質等の環境に関すること。<br>・　野生鳥獣に関すること。<br>・　廃棄物の処理に関すること。<br>・　火葬、埋葬の場所の調整に関すること。<br>・　その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 保健福祉部 | 保健福祉部副部長 | ・　感染症対策に関すること。<br>・　患者等の情報収集・共有に関すること。<br>・　県対策本部の設置運営に関すること。<br>・　市町村等との連携・協力体制の確立に関すること。<br>・　国、検疫所、他県との連携・調整に関すること。<br>・　国等への要望に関すること。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | ・ 県民医療の確保に関すること。<br>・ 薬務に関すること<br>・ 社会福祉施設等への指導･情報収集に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 商工労働観光部 | 商工労働観光部長 | ・ 関係事業者等への情報提供に関すること。<br>・ 関係事業者等からの相談対応に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 農林水産部 | 農林水産部長 | ・ 生産者等への情報提供に関すること。<br>・ 生産者等からの相談対応に関すること。<br>・ 農林水産物の流通に関すること。<br>・ 家畜防疫に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 県土整備部 | 県土整備部長 | ・ 関係事業者への情報提供に関すること。<br>・ 空港港湾における啓発等の対策に関すること。<br>・ 他部局の応援に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 復興部 | 復興局長 | ・ 東日本大震災津波の被災者の情報提供に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| ILC 推進部 | ILC 推進局長 | ・ 関係事業者等への情報提供に関すること。<br>・ 関係事業者等からの相談対応に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 出納部 | 出納局長 | ・ 迅速な資機材の確保に関すること。<br>・ 他部局の応援に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 医療部 | 医療局長 | ・ 県立病院の医療提供に関すること。<br>・ 医療局職員への特定接種の実施に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 企業部 | 企業局長 | ・ 電気及び工業用水の継続供給対策に関すること。<br>・ 企業局職員への特定接種の実施に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 教育部 | 教育長 | ・ 児童生徒の健康に関すること。<br>・ 学校閉鎖等、まん延防止に関すること。<br>・ 教育委員会職員への特定接種に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |
| 公安部 | 警察本部長 | ・ 社会秩序等の維持（集会等に対して県が行う自粛要請に係る安全確保、感染症法に基づく交通制限時等の警備、防犯等県民の安全確保等）に関すること。<br>・ 警察本部職員への特定接種に関すること。<br>・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。 |

別表２（第 12 条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

| 班 | 班長に充てる職 | 構成機関又は組織 |
|---|---|---|
| 総務班 | 広域振興局経営企画部管理主幹<br>広域振興局経営企画部地域振興センター所長<br>広域振興局総務部長<br>広域振興局総務部総務センター入札課長 | 広域振興局経営企画部<br>広域振興局経営企画部地域振興センター<br>広域振興局総務部<br>広域振興局総務部総務センター<br>広域振興局県税部<br>広域振興局県税部県税センター<br>広域振興局審査指導監 |
| 保健福祉環境班 | 広域振興局保健福祉環境部長<br>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター所長 | 広域振興局保健福祉環境部<br>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター |
| 農林班 | 広域振興局農政（林）部長<br>広域振興局農政（林）部農林振興センター所長 | 広域振興局農政（林）部<br>広域振興局農政（林）部農林振興センター<br>広域振興局農政部農村整備センター<br>広域振興局林務部 |
| 水産班 | 広域振興局水産部長<br>広域振興局水産部水産振興センター所長 | 広域振興局水産部<br>広域振興局水産部水産振興センター |
| 土木班 | 広域振興局土木部長<br>広域振興局土木部土木センター所長 | 広域振興局土木部<br>広域振興局土木部土木センター |
| 県立病院班 | 県立病院長 | 県立病院 |
| 教育事務所班 | 教育事務所長 | 教育事務所 |
| 県立学校班 | 県立学校長 | 県立学校 |
| 警察署班 | 警察署長 | 警察署 |
| その他支部長が必要と認める班 | 当該班を構成する機関の長 | 当該班を構成する機関 |

# 新型コロナウイルス感染症の動向

## １　概要

### （１）新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況について

・　厚生労働省の公表資料によると、令和２年２月 17 日正午時点で、**30 の地域**（日本でのクルーズ船を含む）において、**71,427 名の感染者**が確認されており、**死亡者は 1,775 名**となっている。

・　**日本では、59 名の感染者が確認**されており、**うち 12 名は無症状病原体保有者**となっている。

・　クルーズ船は、WHO の各国の発生状況報告においては、日本国内の発生件数には計上されないが、クルーズ船では、**454 名の感染者が確認**されている。

### （２）日本での発生状況について

・　日本では、下記のとおりとなっている。

| | 区分 | 感染者数 | |
|---|---|---|---|
| | | | うち有症状者 |
| 国内事例 | **チャーター便帰国者以外の事例** | ４６ | ３８ |
| | **チャーター便帰国者の事例** | １３ | ９ |
| | **国内合計** | ５９ | ４７ |

※　厚生労働省の公表資料（令和２年２月 17 日正午時点）

※　湖北省滞在歴があるものは２５例
　　そのうち１３例はチャーター便帰国者

| **横浜停泊中の<br>クルーズ船における事例** | ４５４ | － |
|---|---|---|

※　厚生労働省の公表資料（令和２年２月 17 日正午時点）

### （３）感染経路が特定できていないと見られる感染者の確認状況

| 感染確認日時 | 都道府県 | 確認人数 | 状況 |
|---|---|---|---|
| ２月 13 日 | 千葉県 | １名 | ・20 代男性会社員 |
| ２月 14 日 | 北海道 | １名 | ・50 代男性 |
| ２月 14 日 | 神奈川県 | １名 | ・30 代男性（救急隊員） |
| ２月 14 日、15 日 | 愛知県 | ２名 | ・60 代男性、60 代女性（夫婦） |
| ２月 13 日～15 日 | 和歌山県 | 5 名 | ・50 代男性（病院医師）<br>・50 代男性（同上）<br>・50 代女性（上記妻）<br>・同病院入院患者２名（60 代及び 70 代） |

### （４）政府の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」（２月 16 日）の協議

・　専門家会議では、国内の発生状況について「国内全体としては、**感染経路と特定できない可能性のある症例が複数認められる状況であり、患者が増加する局面を想定した対策が必要**」とされた。

・　また、**帰国者・接触者相談センターに相談する目安が下記のとおり示された。**

ア　風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が４日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

イ　強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※　高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が２日程度続く場合

(参考)

帰国者・接触者相談センターへの相談対象者

| これまでの対象者 | 新たな対象者 |
|---|---|
| 1　発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの<br>2　３７．５℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前１４日以内にＷＨＯの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※に渡航又は居住していたもの<br>3　３７．５℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前１４日以内にＷＨＯの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの<br>4　疑似症を疑い、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの<br>※　現時点では「湖北省」及び「浙江省」 | **左記対象者に加え、**<br><br>1　風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が４日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）もの<br>2　強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるもの<br><br>高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が２日程度続く場合 |

# これまでの対応状況及び今後の対応方針

## １　これまでの対応状況

### （１）国の対応

1月6日　・　各都道府県等に対し、**武漢市**滞在歴を有する患者の医療機関での感染対策の徹底等を要請

1月7日　・　各検疫所に対し、有症状者に対する自己申告の呼びかけ、受診勧奨文書発出

1月16日　・　国内患者発生を受け、国民にメッセージ発出（通常の感染対策の呼びかけ等）

1月21日　・　関係閣僚会議を開催

1月30日　・　「**新型コロナウイルス感染症対策本部**」（本部長：首相）を設置

・　全国知事会が「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置

1月31日　・　**ＷＨＯが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言**

・　外務省が感染症危険情報を、中国全土を対象に「渡航自粛」に引き上げ（湖北省は渡航中止勧告）

2月1日　・　新型コロナウイルス感染症を「**指定感染症**」等に指定する政令施行

・　出入国管理法に基づく入国規制の実施（湖北省発行旅券を所持する者及び14日以内の湖北省滞在者）

・　都道府県に対し、下記の体制を今月上旬までに整備することを要請

①次医療圏毎の「**帰国者・接触者外来**」の設置

②「帰国者・接触者外来」への受診調整を行う「**帰国者・接触者相談センター**」の各保健所への設置

2月13日　・　新型コロナウイルス感染症を検疫法上の隔離・停留できる感染症とするため、また、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担とするため、関係政令を改正

・　新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に「**浙江省**」を追加

2月16日　・　**感染症対策専門家会議**を開催し、対策について医学的見地から対応策等を協議

### （２）県の対応

1月9日　・　県医師会、感染症指定医療機関等に対し、感染対策等の徹底を要請

1月21日　・　県ホームページへの掲載による県民への情報提供の実施

1月24日　・　県旅館ホテル生活衛生同業組合等に旅行客発症の場合の適切な対応を要請

1月25日～2月8日　・　上海定期便機内での健康カード配布による自己申告と適切な受診勧奨を実施

| | |
|---|---|
| １月 29 日 | ・　感染症指定医療機関等で構成する「**新型コロナウイルス感染症医療連絡会議**」を開催し、患者発生時の具体的対応を確認 |
| ２月２日 | ・　厚労省から DMAT に対し武漢からの航空機帰国者の健康管理に係る派遣依頼があり、本県では岩手医科大学から１名が２日間対応 |
| ２月５日 | ・　「**庁内各部局連絡会議**」を設置し、各部局の取組み等に関し情報共有 |
| ２月６日 | ・　**第２回医療連絡会議**を開催し、指定感染症としての患者発生時の具体的対応を確認 |
| ２月７日 | ・　「**岩手県感染症対策委員会**」を開催し、県の感染対策及び専門委員会の設置について協議 |
| ２月８日 | ・　「**帰国者・接触者相談センター**」及び「**帰国者・接触者外来**」の対応を開始 |
| ２月 10 日 | ・　県民生活の安全安心に関わる各分野の**関係団体等による「連絡会議」**を開催し、消防、警察、医療、各種インフラ、金融、報道等の団体と情報共有 |
| ２月 11 日 | ・　「**岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会**」を設置し、県の対策に関し専門的な知見に基づき具体的に協議 |

## （３）　県内の帰国者・接触者相談センターへの相談状況

### ア　開設日

令和２年２月８日

### イ　受付時間・設置機関

| 受付時間 | 設置機関 |
|---|---|
| 平日　9 時 00 分～17 時 00 分 | 各県保健所（９か所）<br>盛岡市保健所 |
| 全日（土日・祝日を含む）9 時 00 分～21 時 00 分 | 県庁医療政策室 |

### ウ　相談対応件数

| | 2/8（土）<br>～<br>2/14(金) | 2/15<br>(土) | 2/16<br>(日) | 累計 |
|---|---|---|---|---|
| 各保健所 | 24 | 7 | 0 | 31 |
| 医療政策室 | 5 | 5 | 1 | 11 |
| 合計 | 29 | 12 | 1 | 42 |

### エ　主な相談内容

・　春節の時期に関東地方に出張し、宿泊していたホテルで中国人と接触。その後、発熱等の症状が出現したため検査を受けたい。

・　中国以外の国へ旅行に行き、帰国後、子どもに発熱等の症状がみられるので検査を受けたい。

（４）　県内の一般相談窓口への相談状況

ア　開設日

令和２年１月 21 日

イ　受付時間・設置機関

| 受付時間 | 設置機関 |
|---|---|
| 平日　9 時 00 分～17 時 00 分 | 各県保健所（９か所）<br>盛岡市保健所 |
| 全日（土日・祝日を含む）9 時 00 分～21 時 00 分 | 県庁医療政策室 |

ウ　相談対応件数（件数の計上は２月８日から）

| | 2/8（土）～2/14（金） | 2/15（土） | 2/16（日） | 累計 |
|---|---|---|---|---|
| 各保健所 | 75 | 4 | 4 | 83 |
| 医療政策室 | 10 | 4 | 4 | 18 |
| 合計 | 85 | 8 | 8 | 101 |

エ　主な相談内容

・　新型コロナウイルスと疑われる症状が自分自身に出た場合、どのような対応をすればよいか。

・　関東で子供の練習試合があるが、やめた方がいいか。

（５）新型コロナウイルス感染症に係る本部構成部局等の取組状況

〇各部局等における主な対応

（総務部）

・　消防庁通知を県内市町村及び消防本部に伝達
・　関係機関（警察、自衛隊等）との情報共有

（政策地域部）

・　公共交通事業者への感染症対策の徹底
・　私立学校への国通知に基づく衛生指導等
・　中国への出張や訪問受け入れの延期
・　在留外国人への情報周知
・　花巻－上海便の期間運休
・　友好交流関係先へのお見舞い状の送付

（文化スポーツ部）

・　市町村及び所管施設への通知等情報収集

（環境生活部）
- 県ホームページに予防対策や患者発生時等の対応依頼等を掲載（宿泊施設関係）
- 関係機関への通知等情報提供

（保健福祉部）
- 新型コロナウイルス感染症に係るホームページの開設
- 県内の患者発生に備え、医療連絡会議の開催
- 各部局との情報共有のため庁内連絡会議の開催
- 岩手県感染症対策委員会を開催し、専門委員会を設置
- 消防、警察、電気・ガス、交通・運輸等関係団体との情報共有のため連絡会議の開催
- 「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置

（商工労働観光部）
- 中国への出張や中国旅行会社の招請、中国で開催予定のイベント等の延期
- 県内企業・団体等への情報提供及び情報共有等
- 経営相談窓口の設置等、事業者の支援

（農林水産部）
- 農協等に対する通知等情報共有

（県土整備部）
- 港湾従事者に対する予防対策の周知や訪日外国人への周知
- 空港管理従事者に対する予防対策の周知や検疫対応に係る打合せ等の実施
- 公園管理事業者に対する予防対策の周知等

（復興局）
- 東日本大震災津波伝承館でのチラシ掲示やアルコール消毒液の設置

（医療局）
- 感染症指定医療機関や基幹病院に対し対応方法の周知等
- 入院患者への面会禁止・制限の実施
- ＰＰＥ着脱訓練や対策研修会患者受け入れ訓練等の実施

（企業局）
- 局内における注意喚起等

（教育委員会）
- 各教育機関への通知の随時発出や会議等の開催、出席

（警察本部）

・　各警察署への注意喚起や関係機関との連絡体制の確保
・　水際対策に係る連携強化及び関連情報の速報指示

## ２　今後の対応方針

### （１）　患者増加に対応するための医療体制の構築

国の感染症対策専門家会議での議論を踏まえ、今後、国内感染期へと移行し、患者が増加した場合に備え、下記の例により新型インフルエンザ等対策を参考とした医療体制の構築を実施する。

なお、体制の構築にあっては、関係機関と連携を図りながら、県の専門委員会の協議を踏まえ決定する。

**ア　一般の医療機関における新型コロナウイルス感染症患者の診察**

新型コロナウイルス感染症患者は、帰国者・接触者外来及び感染症指定医療機関での治療としていたが、一般の医療機関による治療等を可能とし、より多くの患者に対応する。

**イ　新型コロナウイルス感染症患者の診察をしない医療機関の設定**

がん治療、透析治療及び産科など、専門的な医療に特化した医療機関では、患者への感染防止を図るため、新型コロナウイルス感染症患者の診察をしない。

**ウ　医療機関の収容能力を超えた場合の対応**

新型コロナウイルス患者が増大し、医療機関が不足する事態となった場合に定員超過入院等により対応

### （２）　それぞれの職域における感染防止対策の徹底

各部局におかれては、関係団体に対し、感染防止対策に係る周知について取り組むようお願いする。

なお、依頼いただきたい感染防止対策は次のとおり。

**ア　県民等に対する協力依頼**

・　マスク着用、手洗いの励行
・　症状等がある場合は、帰国者・接触者相談センターへの電話相談

**イ　施設管理者等に対する協力依頼**

・　施設の出入口への手指消毒設備の設置の検討

**ウ　その他**

・　今後の感染拡大の状況に応じて、不要不急の会議や催事等における感染防止対策の徹底や開催の自粛の検討

### （３）　その他参考事項

- ２月 10 日に開催した県民生活の安全安心に関わる各分野の関係団体等による「連絡会議」において、各団体等の取組事項や課題を確認したところ。
- 会議では、公共交通機関からマスクや消毒薬の不足、利用者の感染防止対策の徹底、風評被害による利用者の減、また、報道機関からネット等による不確実な情報の流布など、様々な課題が挙げられたことから、関係機関の課題を解決しながら取り組みを推進する。

参考１

# 新型コロナウイルス感染症の医学的性質

令和２年２月１６日

厚生労働省健康局結核感染症課

# 主な論点

- 新型コロナウイルス感染症の特徴はどのようなものか
  - 致死率はどうか、感染力はどうか
  - 一般的な経過はどのようなものか
  - 重篤な症状を引き起こすケースの特徴

- 国内の現状をどう評価するか
  - 感染経路が特定できない可能性のある事例
  - クルーズ船における集団感染

# 新型コロナウイルス感染症の重症度

| | SARS（世界計） | MERS（世界計） | COVID－19（世界計） | COVID－19（日本） | 季節性インフルエンザ（日本） | 新型インフルエンザ（日本） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 感染者数 | 8,096人 | 2494人 | 64435人 | 41人 | 約900～1.400万人（推計） | 約2,000万人（推計） |
| 死亡者数 | 774人 | 858人 | 1383人 | 1人 | 約1万人（推計） | 203人 |
| 備考 | 2003年12月末まで | 2019年11月末まで | 2020年2月15日まで | 2020年2月15日9時時点 | | 2010年9月末まで |

日本国内

# 新型コロナウイルス感染症の患者像

- 感染経路は飛沫感染・接触感染
- 一部の患者に強い感染力を持つ可能性がある
- 無症状病原体保有者がいる
- 無症状〜軽症の人が多い
- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い
- 高齢者・基礎疾患保有者は重篤になる可能性が高い
- 対症療法が中心で、特別な治療法はない

# 国内事例の分析

２月15日18時　時点

| | PCR検査陽性者 | 有症状者 | 無症状者 |
|---|---|---|---|
| 国内事例<br>（チャーター便帰国者を除く） | 40 | 34 | 6 |
| チャーター便<br>帰国者 | 13 | 9 | 4 |
| 合計 | 53 | 43 | 10 |

湖北省滞在歴があるものが25例
　そのうち13例はチャーター便帰国者

湖北省滞在歴がないものが28例
　そのうち23例が2月14日～15日以降に確定

参考２

令和2年2月17日（月）

【照会先】
健康局 結核感染症課
係長 山田 大悟
（代表電話） 03（5253）1111

報道関係者各位

# 新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年２月17日版）

２月17日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(２月17日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、２月14日報から下線部分を更新しました。)

２月３日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、新型コロナウイルスに関する検査で陽性が確認されたのは、延べ1,723名の検査中454名（うち無症状病原体保有者（*）延べ189名）となりました。
（*）無症状病原体保有者とは、症状はないが、PCR検査が陽性だった方

２月14、15、16日に今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の患者17名（31例目から47例目）及び無症状病原体保有者8名の報告があり、プレスリリースを行いました。
　また、ダイヤモンド・プリンセス号の船内で事務業務に従事した厚生労働省職員１名が新型コロナウイルスに感染したことについて、本日プレスリリースを行いました。

1. 国外の発生状況について
・海外の国・地域の政府公式発表に基づくと、２月17日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

| 国・地域 | 感染者数 | 死亡者数 |
|---|---|---|
| 中国 | 70,548名 | 1,770名 |
| 香港 | 57名 | 1名 |
| マカオ | 10名 | 0名 |
| 台湾 | 20名 | 1名 |
| タイ | 34名 | 0名 |
| 韓国 | 29名 | 0名 |
| 米国 | 15名 | 0名 |
| ベトナム | 16名 | 0名 |
| シンガポール | 75名 | 0名 |
| フランス | 12名 | 1名 |
| オーストラリア | 15名 | 0名 |
| マレーシア | 22名 | 0名 |
| ネパール | 1名 | 0名 |
| カナダ | 7名 | 0名 |
| カンボジア | 1名 | 0名 |
| スリランカ | 1名 | 0名 |
| ドイツ | 16名 | 0名 |
| アラブ首長国連邦 | 9名 | 0名 |

| 国・地域 | 感染者数 | 死亡者数 |
|---|---|---|
| フィンランド | 1名 | 0名 |
| イタリア | 3名 | 0名 |
| インド | 3名 | 0名 |
| フィリピン | 3名 | 1名 |
| 英国 | 9名 | 0名 |
| ロシア | 2名 | 0名 |
| スウェーデン | 1名 | 0名 |
| スペイン | 2名 | 0名 |
| ベルギー | 1名 | 0名 |
| エジプト | 1名 | 0名 |

※　中国：2/13より診断基準変更（湖北省においては、臨床診断病例が追加）

2. 国内の発生状況について

| | PCR検査実施人数 | PCR検査陽性者（うち湖北省滞在歴がある者） | うち無症状者 | うち有症状者 | うち退院した者 | うち入院中の者 | うち軽～中等症の者 | うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 | うち確認中 | うち死亡者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国内事例（チャーター便帰国者を除く） | 487人 | 46※1 (12) | 8 | 38 | 13 | 24 | 17 | 3 | 4 | 1 |
| チャーター便帰国者事例（水際対策で確認） | 764人※2 | 13 (13) | 4 | 9 | 3 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,251人 | 59 (25) | 12 | 47 | 16 | 30 | 23 | 3 | 4 | 1 |

※１　うち日本国籍30人
※２　チャーター便帰国者事例の764人については、付添１名を含む。
このほか、新たに１例の国内事例（チャーター便帰国者を除く）あり（厚生労働省職員）。

・2月17日12:00現在、確認されている国内の発生状況は以下のとおり。
【国内事例（チャーター便帰国者を除く）】

| 新No. | 旧No. | 確定日 | 年代 | 性別 | 居住地 | 周囲の患者の発生※ | 濃厚接触者の状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1 | 1/15 | 30代 | 男 | 神奈川県 | なし | 38名特定<br>健康観察終了 |
| 2 | 2 | 1/24 | 40代 | 男 | 中国<br>（武漢市） | なし | 32名特定<br>健康観察終了 |
| 3 | 3 | 1/25 | 30代 | 女 | 中国<br>（武漢市） | なし | ７名特定<br>健康観察終了 |
| 4 | 4 | 1/26 | 40代 | 男 | 中国<br>（武漢市） | No.19 | ２名特定<br>健康観察終了 |
| 5 | 5 | 1/28 | 40代 | 男 | 中国<br>（武漢市） | なし | ３名特定<br>健康観察終了 |
| 6 | 6 | 1/28 | 60代 | 男 | 奈良県 | No.8<br>No.13 | 22名特定<br>健康観察終了 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 7 | 1/28 | 40代 | 女 | 中国<br>（武漢市） | なし | ２名特定<br>健康観察終了 |
| 8 | 8 | 1/29 | 40代 | 女 | 大阪府 | No.6 | ２名特定<br>健康観察終了 |
| 9 | 10 | 1/30 | 50代 | 男 | 三重県 | なし | ３名特定<br>健康観察終了 |
| 10 | 11 | 1/30 | 30代 | 女 | 中国<br>（湖南省） | なし | ４名特定<br>健康観察終了 |
| 11 | 12 | 1/30 | 20代 | 女 | 京都府 | なし | なし |
| 12 | 13 | 1/31 | 20代 | 女 | 千葉県 | No.6 | １名特定<br>健康観察終了 |
| 13 | 17 | 2/4 | 30代 | 女 | 中国<br>（武漢市） | No.20 | ６名特定<br>健康観察実施中 |
| 14 | 19 | 2/4 | 50代 | 男 | 中国<br>（湖北省） | No.4 | 調査中 |
| 15 | 20 | 2/5 | 40代 | 男 | 中国<br>（武漢市） | No.17 | ６名特定<br>健康観察実施中 |
| 16 | 21 | 2/5 | 20代 | 男 | 京都府 | 調査中 | １名特定<br>健康観察実施中 |
| 17 | 26 | 2/11 | 50代 | 男 | 神奈川県 | 調査中 | 調査中 |
| 18 | 21 | 2/13 | 80代 | 女 | 神奈川県 | No.28 | 調査中 |
| 19 | 29 | 2/13 | 70代 | 男 | 東京都 | 調査中 | 調査中 |
| 20 | 29 | 2/13 | 50代 | 男 | 和歌山県 | No.31 | 調査中 |
| 21 | 30 | 2/13 | 20代 | 男 | 千葉県 | 調査中 | 調査中 |
| 22 | 31 | 2/14 | 70代 | 男 | 和歌山県 | No.29 | 調査中 |
| 23 | 32 | 2/14 | 60代 | 女 | 沖縄県 | 調査中 | 調査中 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 24 | 33 | 2/14 | 50代 | 女 | 東京都 | No.28 | 調査中 |
| 25 | 34 | 2/14 | 70代 | 男 | 東京都 | No.28 | 調査中 |
| 26 | 35 | 2/14 | 60代 | 男 | 愛知県 | 調査中 | ３名特定<br>健康観察実施中 |
| 27 | 36 | 2/14 | 50代 | 男 | 北海道 | 調査中 | ４名特定<br>健康観察実施中 |
| 28 | 37 | 2/14 | 30代 | 男 | 神奈川県 | 調査中 | 調査中 |
| 29 | 38 | 2/15 | 50代 | 男 | 和歌山県 | No.29 | 調査中 |
| 30 | 39 | 2/15 | 50代 | 女 | 和歌山県 | No.29 | 調査中 |
| 31 | 40 | 2/15 | 60代 | 男 | 和歌山県 | No.29 | 調査中 |
| 32 | 41 | 2/15 | 40代 | 男 | 東京都 | 調査中 | 調査中 |
| 33 | 42 | 2/15 | 60代 | 女 | 東京都 | No.28 | 調査中 |
| 34 | 43 | 2/15 | 60代 | 女 | 愛知県 | No.35 | 調査中 |
| 35 | 44 | 2/16 | 60代 | 男 | 愛知県 | No.44 | 調査中 |
| 36 | 45 | 2/16 | 30代 | 男 | 東京都 | 調査中 | 調査中 |
| 37 | 46 | 2/16 | 60代 | 男 | 調査中 | 調査中 | 調査中 |
| 38 | 47 | 2/16 | 60代 | 男 | 調査中 | No.28 | 調査中 |

（注）：14例目は中華人民共和国に帰国しているため、現在の状況は不明。
18例目は死亡例。

・２月16日18時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計410件の検査を実施。そのうち38例が陽性。348例が陰性、24例が結果待ち。

（※）旧Noで記載。
上記患者のうち入院中24名、退院14名。無症状病原体保有者８名は全員入院予定。
　このほか、新たに１例の国内事例（チャーター便帰国者を除く）あり（厚生労働省職員）。

【水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者に係る発生状況】

| チャーター便 | 新No. | 旧No. | **確定日** | **年代** | **性別** | **居住地** | **周囲の患者の発生※** | **濃厚接触者の状況** |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １便 | 1 | 9 | 1/30 | 50代 | 男 | 中国（武漢市） | 無症状病原体保有者２名確認 | なし |
| ３便 | 2 | 14 | 2/1 | 40代 | 男 | 調査中 | 調査中 | なし |
| １便 | 3 | 15 | 2/1 | 40代 | 男 | 中国 | No.14 | ２名特定<br>健康観察終了 |
| １便 | 4 *1 | 16 | 2/1 | 40代 | 男 | 中国（武漢市） | 調査中 | 11名特定<br>健康観察実施中 |
| ２便 | 5 | 18 | 2/4 | 50代 | 女 | 千葉県 | 調査中 | なし |
| ３便 | 6 *1 | 22 | 2/5 | 50代 | 男 | 中国（武漢市） | 調査中 | なし |
| ４便 | 7 | 23 | 2/8 | 20代 | 男 | 中国（武漢市） | 調査中 | ２名特定<br>健康観察実施中 |
| ２便 | 8 *2 | 24 | 2/10 | 40代 | 男 | 埼玉県 | 調査中 | ２名特定<br>健康観察実施中 |
| １便 | 9 *2 | 25 | 2/10 | 50代 | 男 | 中国（武漢市） | 調査中 | なし |

（*1）：No.４、No.６は当初、無症状病原体保有者。
（*2）：No.８、No.９は当初、無症状かつPCR検査陰性。
　　その他、４例の無症状病原体保有者が確認されている。
（※）旧Noで記載。
なお、患者のうち入院中６名、退院３名。無症状病原体保有者のうち、入院中２名、退院２名。

3. クルーズ船での発生状況について

２月３日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、新型コロナウイルスに関する検査で陽性が確認されたのは、延べ1,723名の検査中454名（うち無症状病原体保有者延べ189名）となりました。

（※）なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。

また、２月１４日から、８０歳以上の方について、
・船内で窓のない部屋と、窓はあっても開閉できない窓しかない部屋で生活されている方
・基礎疾患などを抱えている方
についてご本人が希望する場合は、新型コロナウイルス検査を実施し、陰性が確認された方については、御本人が下船を希望するのであれば、下船し、潜伏期間が解消するまでの間、政府が用意する宿泊施設においてお過ごしいただくこととしました。
2月16日までで207名の方が入院しており、また、本日までで、55名の方が宿泊施設へ移動しています。

4. 厚生労働省のこれまでの対応
【検疫関係】
・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000590024.pdf
・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf
・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、機内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf
・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf
・帰国者に対する現行の検疫体制の継続（日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施）し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施
・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf
・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf

【医療機関・保健所等での対応関係】
・新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596426.pdf
・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その２）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596203.pdf
・新型コロナウイルスを検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令等（施行通知）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596291.pdf
・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596202.pdf
・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保及び感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596162.pdf
・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その４）（別添１）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595972.pdf
・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595966.pdf

・新型コロナウイルス感染症患者等に入院病床等の確保について（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595752.pdf
・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595755.pdf
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項及び第14条第２項に基づく届け出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594992.pdf

新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593837.pdf

・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項及び第14条第２項に基づく届出の基準等に

ついて（一部改正）」に関する留意事項について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593843.pdf

・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593853.pdf

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いの一部改正について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000592995.pdf

・地方自治体に対し、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592717.pdf

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12 条第１項及び第14条第２項に基づく届出の基準等の一部改正について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592718.pdf

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第１及び第14 条第２項に基づく届出の基準等について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf
・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて通知
・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の整備を依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf
・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf
・国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf
・中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施
・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新（疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大）
https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html
・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針（案）を策定https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/200122-1.pdf
・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施
・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf
・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領
（暫定版）を作成
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_200121-1.pdf
・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）の適切な運用について依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf
・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定　https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200122.pdf
・自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf

【情報発信】
・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談（コールセンター）をフリーダイヤル化
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html
・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html
・地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知

・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行っている（随時更新）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00004.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html
・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起
https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html
・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

【その他】
・新型コロナウイルス感染症関連特別融資について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09513.html

5．今後の動向について
・今回の新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法及び検疫法に関する政令の改正を行い、２月14日より施行しました。

・海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、２月13日午前０時より、入国前14日以内における滞在歴を確認する地域に中華人民共和国湖北省に加え、浙江省を新たに追加することとしました。

・横浜港で検疫を実施中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、船内支援として医師、看護師、薬剤師を船内に派遣するとともに、医薬品等の配布・相談対応を行っています。

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

◆国民の皆様へのメッセージ

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が２日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。
【多くの方が集まるイベントや行事等の参加・開催について】
○多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。

(参考)
・中国における新型コロナウイルス感染症の発生状況
https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/
・中国における原因不明肺炎について（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/
・海外感染症発生情報　原因不明の肺炎-中国（厚生労働省検疫所HP　FORTH）：

https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html
・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（事務連絡）：
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf
・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明（世界保健機関（WHO）：
https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china
・新しいコロナウイルス-大韓民国（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/
・中華人民共和国国家衛生健康委員会：
http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml
・武漢市衛生健康委員会：
http://wjw.wuhan.gov.cn/
・広東省衛生健康委員会：
http://wsjkw.gd.gov.cn/
・衛生福利部疾病管制署（台湾CDC）：
https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english
・中国における新種のコロナウイルスについて（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/
・厚生労働省Twitter：
https://twitter.com/mhlwitter?lang=ja
・First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States：
https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html
・International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China（世界保健機関（WHO）
https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-china